

「水俣条約発効記念行事～発効に向けた水俣からの声～」 の開催について

平成 29 年 6 月 1 日（木）
環境省総合環境政策局環境保健部
環境保健企画管理課水銀対策推進室
代表 03-3581-3351
直通 03-5521-8260
室長 高橋 一彰（内 6353）
室長補佐 中村 雄介（内 6359）

地球規模での水銀汚染を防止する目的で採択された「水銀に関する水俣条約」が、本年 8 月 16 日に発効することが決定しました。

環境省は、水俣条約が発効することを記念して、「水俣条約発効記念行事～発効に向けた水俣からの声～」を、熊本県、水俣市、国連環境計画との共催で、7 月 1 日（土）に熊本県水俣市で開催します。

1. 概要

水銀に関する水俣条約（以下「水俣条約」といいます。）は、地球規模での水銀汚染を防止すべく、各国が連携して水銀のライフサイクル全体を通じた適正管理や排出削減を目指すための国際環境条約です。水俣条約は、平成25年10月に水俣市・熊本市で開催された外交会議において採択され、日本は昨年2月に条約を締結しています。

今般、水俣条約は、その発効要件が満たされたため、本年 8 月 16 日に発効することが決定しました。環境省は、これを記念して、熊本県水俣市において、「水俣条約発効記念行事～発効に向けた水俣からの声～」を開催します。

本イベントでは、第 1 部で海外からのビデオメッセージを紹介するほか、水俣市の中学生から世界に向けたメッセージを発信します。また、第 2 部では、水俣条約政府間交渉委員会議長のフェルナンド・ルグリス氏（ウルグアイ）に記念講演を行っていただくとともに、西田弘志水俣市長らによる「水俣トーク」を予定しています。

2. 日程・プログラム

日時：平成29年7月1日（土）14:00～16:10頃（13:30開場）

会場：国立水俣病総合研究センター 情報センター 講堂

（〒867-0055 熊本県水俣市明神町55-10）

主催：環境省、熊本県、水俣市及び国連環境計画

プログラム案：

14:00～ 第1部

- 1) 開会挨拶
環境省
国連環境計画（エリック・ソールハイム事務局長、ノルウェー）
熊本県
- 2) 世界からのメッセージ
（海外の水俣条約関係者からビデオメッセージをいただく予定です。）
- 3) 水俣市中学生から世界へのメッセージ

15:00～ 第2部

- 4) 記念講演
フェルナンド・ルグリス氏（水俣条約政府間交渉委員会議長、ウルグアイ）
- 5) 水俣トーク
西田 弘志 水俣市長 ほか
- 6) 閉会挨拶

※プログラムは変更になる場合があります。

※イベント当日の午前中に、主に海外からの参加者を対象にしたエクスカージョンを実施する予定です。

※イベントは日本語・英語の同時通訳で行います。

※イベントの様子は、インターネットにより同時進行で世界に配信する予定です。イベント当日に以下のイベントホームページ（後日開設します。）に視聴サイトを掲載いたします。

日本語：http://www.env.go.jp/chemi/minamata_eif/index.html

英語：http://www.env.go.jp/chemi/minamata_eif/en/index.html

3. 傍聴について

傍聴の案内は、後日、水俣市のホームページ（下記）に掲載する予定です。

※水俣市ホームページ

<http://www.city.minamata.lg.jp/>

4. 取材登録について

報道機関で取材を希望される方は、6月9日（金）12:00（正午）までに、以下の運営事務局まで、必要事項をメールにてご連絡ください。

ご連絡いただいた方に、正式な取材登録書を送付させていただきます。

（運営事務局）

水俣条約発効記念行事 運営事務局（株式会社コングレ内）

〒102-8481 東京都千代田区麴町5-1 弘済会館

メール： minamata@congre.co.jp

（営業時間 10:00-17:30（土・日・祝日を除く））

（記載必要事項）

- ・ 貴社名
- ・ 連絡先（電話番号）
- ・ 取材者氏名（ふりがな）
- ・ カメラ等機材の種別・数

※撮影を含め、イベント開始から終了まで取材可能です。また、海外からの参加者を対象にしたエクスカーションについても、取材機会を設ける予定です。詳細な取材機会は、取材登録書を提出いただいた方に別途ご案内させていただきます。

※行事終了後には、イベント会場にて国連環境計画ソールハイム事務局長の記者会見を行う予定です。

※取材の際は、自社の腕章を着用ください。

※駐車は所定の場所をお願いします（別紙参照）。